

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児(県) -1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	板津不動産鑑定株式会社						
可児(県) -1		岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士 吉村寿也		印				
鑑定評価額		2,820,000円		1m ² 当たりの価格		17,600円/m ²					
1 基本的事項											
(1)価格時点		平成26年7月1日		(4)鑑定評価日		平成26年7月14日		(6)路線価	[平成26年1月] 路線価又は倍率		
(2)実地調査日		平成26年7月1日		(5)価格の種類		正常価格			1.1倍		
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市兼山字九郎七1114番9				②地積(m ²)	160	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)(70,200)				
	1:1.5	住宅W2	農地に囲まれた新興住宅団地	南東6m市道	水道下水	明智4.4km	(その他)土砂災警戒区域				
(2)近隣地域	①範囲	東30m、西50m、南70m、北30m	②標準的使用	戸建住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口約11.0m、奥行約15.0m、規模	170m ² 程度、形状ほぼ長方形								
	④地域的特性	特記昭和50年代前半に造成された小規模団地	街路	基準方位北6m市道	交通	明智駅北東4.4km	法令	(都)(70,200)土砂災警戒区域			
	⑤地域要因の将来予測	近隣地域周辺の宅地化、住宅新築等の動きは弱く、当面は現状の住環境を維持していく、と予測する。可児市街地から遠い近隣地域周辺の需要は低迷しており、地価水準は下落傾向が継続する、と予測する。									
(3)最有效地の判定		戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的原因	方位			+2.0	
(5)鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格17,600円/m ²								
		収益還元法	収益価格/円/m ²								
		原価法	積算価格/円/m ²								
		開発法	開発法による価格/円/m ²								
(6)市場の特性		同一需給圏は可児市兼山地区、八百津町西部及び御嵩町西部の住宅地域である。需要者の中心は圏内、又は可児市、美濃加茂市に勤務する一次取得者層である。圏内各地域は、美濃加茂市や可児市の市街地からやや遠く利便性が劣るため、市場での人気は低い。このため、不動産取引市場は低迷しており、土地の取引件数、住宅着工戸数は低位で推移している。中心となる価格帯は、土地は400万円程度、新築戸建では2,000万円前後である。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		近隣地域は戸建住宅地域であり、自用目的の取引が中心である。市場参加者は類似物件の取引価格水準を指標に価格を決定する傾向にあるため、取引事例を基礎とした比準価格の説得力は高い。一方、近隣地域周辺は利便性が劣るために賃貸需要が乏しく、共同住宅は殆ど見られない。このような地域で共同住宅を想定することは非現実的であるため、収益価格は試算しない。従って、指定基準地等との検討を踏まえ、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号八百津-2	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路	0.0	街路	+1.0
	公示価格18,400円/m ²	[98.9]/100	[100]/[100]	[100]/[105.7]	[102.0]/100	17,600		交通	0.0	交通	-9.8
(9)指定からの基準地検討	①指定基準地番号可児(県)-9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	環境	0.0	環境	+16.0
	前年指定基準地の価格35,000円/m ²	[100]/100	[100]/[100]	[100]/[199.8]	[102.0]/100	17,900		画地	0.0	行政	0.0
(10)対年の標準地の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格17,900円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		可児市の人口は微減、高齢化率は上昇している。特に造成時期の古い郊外住宅団地での人口減少、高齢化が加速している。						
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号- 公示価格円/m ²		[地域要因]		宅地開発、住宅の新築等の動きは停滞しており、地域要因に大きな変化は見られない。						
	②変動率	年間-1.7%	半年間%	[個別的原因] 個別的原因に変動はない。							

鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26年 7月 18日 提出
可処(県) - 2 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	山下不動産鑑定株岐阜支店					
可児(県)	-2	岐阜県	岐阜第一分科会	氏名	不動産鑑定士	田中 雅之	印			
鑑定評価額		6,180,000 円		1 m ² 当たりの価格		19,000 円/m ²				
1 基本的事項										
(1) 価格時点		平成 26年 7月 1日	(4) 鑑定評価日	平成 26年 7月 8日		(6) 路線価	円/m ² [平成 26年 1月] 路線価又は倍率 1.1 倍			
(2) 実地調査日		平成 26年 7月 2日	(5) 価格の種類	正常価格		倍率種別				
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
基準地	①所在及び地番並びに 「住居表示」等	可児市大森字奥山1501番2725外				②地積 (m ²)	325 ()			
	③形状 1.2:1	④敷地の利用の現況 W2	⑤周辺の土地の利用の 状況 農地の中に農家住宅 のほか工場等も見ら れる地域	⑥接面道路の状況 北東4m市道	⑦供給 処理施 設状況 水道 下水	⑧主要な交通施設との 接近の状況 根本 1.9km	(都) (60,200) (その他)			
近隣地 域	①範囲	東 100 m、西 100 m、南 30 m、北 40 m	②標準的使用	低層住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口 約 15.0 m、奥行 約 20.0 m、規模	300 m ² 程度、形状 ほぼ長方形							
④地域的特性	特記	特記すべき事項はない。	街 4 m市道	北、 4 m市道	交通	根本駅 北 1.9km	法令 (都) (60,160)			
	事項	路	路	施設	施設	規制				
⑤地域要因の 将来予測	市の外延に位置する集落地域の一つ。「多治見市」に隣接する為、周辺では分譲宅地も見られるが、当市を含め住宅用地の二極化が鮮明。今後もかかる状況での動向が予想される所から、地価も「弱含み」が続く。									
(3) 最有効使用の判定	低層住宅地				(4) 対象基準地の 個別の要因		方位	0.0		
(5) 鑑定評価方式等 の適用	取引事例比較法	比準価格	19,000 円/m ²							
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²							
	原価法	積算価格	/ 円/m ²							
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²							
(6) 市場の特性	同一需給圏はJR太多線沿線の市南東部から隣接の多治見市北西部の住宅地全般。反面、農地の中に農家住宅なども散見されるなど近隣地域には地縁性が強いことから、需要者の中心は市内近傍の居住者などが大半と考えられる。周辺ではリニアの建設計画が発表されたものの、供給過剰や団地スラムにて地価下落の影響が強い周辺の住宅団地の影響は強く、地価は現在も「弱含み」で推移している。取引の中心となる価格帯は土地で約600万円前後。									
(7) 評価額の調整 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	近隣地域では、自用の住宅取得目的の取引が主であり、需給圏内の類似地域で多数の信頼性のある取引事例を基に、比準価格を得た。他方、収益価格は市郊外の集落地域に位置し、賃貸事例もほとんどなく、賃貸市場としても未成熟な所から、求めることが出来なかった。従って、信頼性が高いと判断される比準価格を重視し、前年価格からの推移や指定基準地価格などとの検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8) 公示価格 とし た	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因	街路 交通 環境 行政 その他
	公示価格 円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]					
(9) から の検討	① 指定基準地番号 可児 - 9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因	街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 35,000 円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]	19,000				
(10) 対象地の 標準価格等 の前	①-1 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 19,400 円/m ²	③ 価格変動 形成要因の 状況	[一般的要因]		ベットタウンとしての原動力となった東西の住宅団地で入居者の高齢化と団地のスラム化が進行。市街地などとの二極化が鮮明。					
	①-2 基準地が共通地點(代表標準地等と同一地點)である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号		[地域要因]		「リニア中央新幹線」ルート発表に伴う久々利大萱地区での地上高架化が目立つ程度。					
	公示価格 円/m ²		[個別的要因]		特になし。					
	②変動率 年間 -2.1 % 半年間 %									

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児（県）-3宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	渡邊カンティ事務所							
可児（県）-3		岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士 渡邊貴紀		印					
鑑定評価額		6,810,000円		1m³当たりの価格		39,800円/m³						
1 基本的事項												
(1)価格時点		平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月15日		(6)路線価 価	[平成26年1月]路線価又は倍率	30,000円/m³			
(2)実地調査日		平成26年7月9日		(5)価格の種類	正常価格			倍				
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価				倍率種別						
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市今渡字松葉1946番9				②地積(m³)	171()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)1住居(60,200)					
	1:2.5	住宅W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ利便性のよい住宅地域	北5m道路	水道下水	日本ライン今渡750m	(その他)					
(2) 近隣地域	①範囲	東150m、西20m、南100m、北50m		②標準的使用	低層住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口約9.0m、奥行約20.0m、規模	180m³程度、形状長方形									
	④地域的特性	特記すべき事項はない 事項	街路	基準方位北5m道路	交通施設	日本ライン今渡駅南西750m	法令規制	(都)1住居(60,200)				
	⑤地域要因の将来予測	駅徒歩圏に位置しており学校や商業施設にも近く比較的人気の高い住宅地域であり、今後も農地を転用した小規模宅地分譲等が増加していくものと予測される。										
(3)最有効使用の判定	低層住宅地				(4)対象基準地の個別的原因	方位				0.0		
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格	39,800円/m³									
	収益還元法	収益価格	/円/m³									
	原価法	積算価格	/円/m³									
	開発法	開発法による価格	/円/m³									
(6)市場の特性	同一需給圏は、今渡地区・土田地区・下恵土地区を中心とする市街地中心部の住宅地域である。需要の中心は、市内在住者のほか隣接する可児郡・加茂郡等の郡部在住の一次取得者である。消費税増税により一時的な需要の落ち込みが見られたものの、利便性の高い住宅地域においては依然底堅い需要が存在している。中心価格帯は土地のみで900万円程度、土地建物総額で2,000万円台前半となっている。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	周辺にはアパート等の賃貸建物も見られるが、画地規模から収益建物想定が非現実的であるため、収益還元法を適用できなかった。近隣地域及び周辺で発生する取引は個人による自己居住目的のものが大半を占めており、当該需要者は市場で発生した取引価格を意思決定の指標としている。したがって、比準価格の説得力は高く、公示価格等との均衡に留意の上、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8) 公示標準価格とした	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 可児 -2	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m³)	(7)内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	+1.0
	公示価格 31,200円/m³	[99.8] 100	[100] [100]	[100] [78.6]	[100] 100	39,600		交通	0.0	環境	行政	その他
(9) 指定からの基準地検討	①指定基準地番号 可児 -9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m³)	(7)内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	0.0
	前年指定基準地の価格 35,000円/m³	[100] 100	[100] [100]	[100] [88.4]	[100] 100	39,600		交通	0.0	環境	行政	その他
(10) 対象標準地の検討の等の前	①-1対象基準地の検討 □継続 ■新規 前年標準価格 円/m³	(3)価格変動状況 形成要因の	[一般的の要因]		可児市の人口は近年頭打ちの状況であり、一方で郊外の住宅団地における居住者の高齢化が問題となっている。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/m³		[地域要因]		農地を転用した小規模分譲が点在している。							
	②変動率 年間 % 半年間 %		[個別の要因]		特にない。							

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児(県) -4 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	山下不動産鑑定(株)岐阜支店				
可児(県)	-4	岐阜県	岐阜第一分科会	氏名	不動産鑑定士	田中 雅之			
印									
鑑定評価額		6,910,000 円		1m ² 当たりの価格		34,400 円/m ²			
1 基本的事項									
(1)価格時点	平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月8日		(6)路線価 [平成26年1月] 路線価又は倍率 倍率種別			
(2)実地調査日	平成26年7月2日		(5)価格の種類	正常価格					
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価								
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨									
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	可児市川合字西野2793番178				②地積(m ²) 201 () ⑨法令上の規制等			
	③形状 1:1.2	④敷地の利用の現況 住宅 W2	⑤周辺の土地の利用の状況 小規模な分譲住宅団地	⑥接面道路の状況 南東6m区画街路	⑦供給処理施設状況 水道下水	⑧主要な交通施設との接近の状況 日本ライン今渡1.7km	(都)1住居(60,200) (その他)		
(2) 近隣地域	①範囲	東 50m、西 50m、南 30m、北 80m	②標準的使用	低層住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口 約 14.0 m、奥行 約 15.0 m、規模 200 m ² 程度、形狀 ほぼ長方形							
	④地域的特性	特記すべき事項はない。 事項	街 路	基準方位 北、6m区画街路 施設	日本ライン今渡駅 北東 1.7km	法令 規制 (都)1住居(60,200) (その他)			
	⑤地域要因の将来予測	周辺は「今渡」地区など既成市街地に隣接し、土地区画整理や小規模な団地が広がる住宅地域。買い手需要も比較的堅調で、今後も標準住宅地としての安定的推移が予測される。地価は下げ止まり感も見られる。							
(3) 最有効使用の判定	低層住宅地				(4) 対象基準地の個別的原因	方位 +4.0			
(5) 鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格 34,400 円/m ²							
	収益還元法	収益価格 / 円/m ²							
	原価法	積算価格 / 円/m ²							
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²							
(6) 市場の特性	同一需給圏は主に名鉄新可児や日本ライン今渡駅沿線の住宅地全般。需要者の中心は市内在住者の他隣接の可児郡や加茂郡から市内などへの勤労者で、30代前後の一次取得者層の世帯が大半。市内住宅地は郊外の住宅団地がスラム化や供給過剰等を背景に、買い手需要も弱いのに対し、広見、下恵土や今渡地区などを中心とした旧市街地周辺の住宅地は根強い需要があるなど二極化を鮮明としつつある。市場での中心となる価格帯は土地で60坪程度700万円程度。								
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域一帯では節税目的や遊休地を活用した共同住宅等も散見されるが、自用の住宅取得目的の取引が大半である。更に、標準地は地積等から賃貸建物を想定することが出来ない為、収益価格を求めることが出来なかった。比準価格は近隣地域の他類似地域において多数の信頼性のある取引事例を収集、これらを基に求めたもので信頼性は高い。従って、比準価格を重視し、指定基準地や類似の地価公示地との価格検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。								
(8) 公示価格としめたる規格	①□代表標準地 標準地番号 可児 -4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 +1.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 +1.0 行政 0.0 その他 0.0
	公示価格 34,800 円/m ²	[99.7] 100	[100] [101.0]	[100] [103.9]	[104.0] 100	34,400			
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号 可児 -9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0
	前年指定基準地の価格 35,000 円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [106.2]	[104.0] 100	34,300			
(10) 対象基準地の検討 らの標準価格等の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 34,600 円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		ベットタウンとしての原動力となった東西の住宅団地で入居者の高齢化と団地のスラム化が進行。市街地などとの二極化が鮮明。				
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²		[地域要因]		特になし。				
	②変動率 年間 -0.6% 半年間 %		[個別的原因]		特になし。				

鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26年 7月 18日 提出
可児(県) - 5 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	板津不動産鑑定株式会社		
可児（県）	-5	岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士	吉村寿也
鑑定評価額		7,470,000 円	1m ² 当たりの価格	30,600 円/m ²		

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 26年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 26年 7月 14日	(6)路線価	[平成 26年 1月]路線価又は倍率	24,000 円／m ²
(2)実地調査日	平成 26年 7月 1日	(5)価格の種類	正常価格		倍率	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					倍率種別

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番並びに 「住居表示」等		可児市土田字宿2215番17					②地積 (m ²)	244	⑨法令上の規制等																				
	③形状	④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の 状況		⑥接面道路の状況		⑦供給 処理施 設状況	⑧主要な交通施設との 接近の状況																					
	1:1.5	住宅 W2		一般住宅のほか、農 地も残る住宅地域		南4.5m市道		水道 下水	可児川 800m																					
(2) 近隣地 域	①範囲	東 40m、西 50m、南 30m、北 20m		②標準的使用		低層住宅地																								
	③標準的画地の形狀等	間口 約 13.0 m、奥行 約 19.0 m、規模 250 m ² 程度、形状 ほぼ長方形																												
	④地域的特性	特記 事項	特記すべき事項はない		街 路	基準方位 北 4.5m市道	交通 施設	可児川駅 北西 800m	法令 規制	(都) 1住居(60, 180)																				
	⑤地域要因の 将来予測	熟成した既成住宅地域であり、周辺環境に特に変化は見られない。今後も現状の住環境を維持する、と予測する。地価水準に割安感が出てきており、地価は徐々に下げ止まる、と予測する。																												
(3) 最有効使用の判定	低層住宅地					(4) 対象基準地の 個別的原因	方位			+3.0																				
(5) 鑑定評価方式等 の適用	取引事例比較法	比準価格 30,600 円/m ²																												
	収益還元法	収益価格 15,400 円/m ²																												
	原価法	積算価格 / 円/m ²																												
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²																												
(6) 市場の特性	同一需給圏は可児川駅、日本ライン今渡駅を最寄駅とする可児市西部の住宅地域である。需要者の中心は、市内に在住、又は勤務する一次取得者層である。今渡地区は大型商業施設が立地する利便性の高い地域であり、市場での人気が高い。土田地区は今渡地区と比較してやや利便性が劣るが、このところ地価水準に割安感が出てきているため、相応の需要を維持している。中心となる価格帯は、土地は800万円程度、新築戸建ては2,500万円程度である。																													
(7) 評価額の決定 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	近隣地域は既成住宅地域であり、居住環境が重視される。市場参加者は類似物件の取引価格水準を指標に価格を決定する傾向にあるため、取引事例を基礎とした比準価格の説得力は高い。一方、規模の大きい土地については共同住宅も見られるが、2500m ² 程度の標準的な規模の土地については、戸建住宅としての利用が一般的である。従って、比準価格を標準とし、収益価格は参考にとどめ、指定基準地等との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。																													
(8) 公示価格 とし た	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 可児 -2	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の比 較	⑥対象基準地 の規準価格 (円/m ²)	(7) 内 訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他	+2.1 +3.3 0.0 0.0 0.0 0.0																		
	公示価格 31,200 円/m ²	[99.9] 100	[100] [100]	[100] [105.5]	[103.0] 100	30,400																								
(9) 指定基準地 から の検討	① 指定基準地番号 可児(県) - 9	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の比 較	⑥対象基準地 の比準価格 (円/m ²)	(7) 内 訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他	+1.0 +2.9 +14.0 0.0 0.0 0.0																		
	前年指定基準地の価格 35,000 円/m ²	[100] 100	[100] [100]	[100] [118.5]	[103.0] 100	30,400																								
(10) 対象基準地 の前 らの検討	①-1対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 30,700 円/m ²	(3) 価 格形 成要 因の 変 動状 況	[一般的要因]		可児市の人口は微減、高齢化率は上昇している。特に造成時期の古い郊外住宅団地での人口減少、高齢化が加速している。																									
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m ²		[地域要因]		既成の住宅地域として熟成している。昨年後半、土田地区内に中型スーパー、産直市場がオープンした。																									
	②変動率 年間 -0.3% 半年間 %		[個別的要因]		個別的要因に変動はない。																									

鑑定評価書（平成 26 年地価調査）

平成 26年 7月 18日 提出
可児（県） - 6 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	渡邊カンティ事務所
可児（県）	- 6	岐阜県	岐阜第 1 分科会	氏名 不動産鑑定士 渡邊貴紀 印
鑑定評価額	14,900,000 円	1 m ² 当たりの価格	43,900 円／m ²	

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 26年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 26年 7月 15日	(6) 路 線 価	[平成 26年 1月] 路線価又は倍率	35,000 円／m ²
(2)実地調査日	平成 26年 7月 9日	(5)価格の種類	正常価格		倍	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児（県）-7宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	渡邊カンティ事務所							
可児（県）-7		岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士	渡邊貴紀		印				
鑑定評価額		9,980,000円			1m³当たりの価格		36,300円/m³					
1 基本的事項												
(1)価格時点		平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月15日		(6)路線価 倍率種別	[平成26年1月]路線価又は倍率	円/m³			
(2)実地調査日		平成26年7月9日		(5)価格の種類	正常価格			1.1倍				
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市臥ヶ丘6丁目108番					②地積(m³)	275	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)1低専(50,80)					
	1:1.2	住宅W2	大規模な戸建住宅団地(桜ヶ丘ハイツ)	北6m市道	水道ガス下水	多治見7.2km	(その他)地区計画等					
(2) 近隣地域	①範囲	東40m、西60m、南70m、北30m		②標準的使用	戸建住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口約15.0m、奥行約18.0m、規模270m³程度、形状ほぼ長方形										
	④地域的特性	特記事項	特記すべき事項はない	街路	基準方位北6m市道	交通施設	多治見駅北7.2km	法令規制	(都)1低専(50,80)地区計画等			
	⑤地域要因の将来予測	比較的品等の高い熟成した住宅団地であり現状のまま推移していくものと予測されるが、市内の他の住宅団地と同様に人口の高齢化が進行していくものと予測される。										
(3)最有効使用の判定	戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位				0.0	
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格	36,300円/m³									
	収益還元法	収益価格	/円/m³									
	原価法	積算価格	/円/m³									
	開発法	開発法による価格	/円/m³									
(6)市場の特性	同一需給圏は、可児市郊外の住宅団地であり、特に可児市東部の住宅団地との代替競争関係が強い。主たる需要者は、市内通勤者のほか多治見市への通勤者、さらにJR中央本線を利用する名古屋市方面への通勤者も含まれる。臥ヶ丘や桜ヶ丘においても団地内居住者の高齢化は見られるものの、一方で中古住宅の流通は比較的堅調である。需要の中心価格帯は、土地のみで1,000~1,200万円程度、中古住宅で1,500万円~1,800万円程度である。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域においては地区計画により共同住宅の建築が制限されていることから、収益還元法を適用できなかった。本件比準価格は、臥ヶ丘・桜ヶ丘地内の5事例より求めた説得力の高い価格であり、また主たる需要者である居住目的の個人が取引に当たって重視する価格である。したがって、市内住宅団地の価格体系や公示価格等との均衡にも留意の上、比準価格をもって上記のとおり鑑定評価額を決定した。											
(8) 公示価格とした	①□代表標準地■標準地 標準地番号 可児 - 6	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m³)	(7)内訳 標準化補正	街路	0.0	地域要因	街路	-1.0
	公示価格 29,800円/m³	[99.9] 100	[100] [100]	[100] [81.9]	[100] 100	36,300		交通	0.0	環境	25.4	
(9) 指定からの基準地検討	①指定基準地番号 可児 - 9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m³)	(7)内訳 標準化補正	環境	0.0	地域要因	環境	-34.0
	前年指定基準地の価格 35,000円/m³	[100] 100	[100] [100]	[100] [97.2]	[100] 100	36,000		画地	0.0	行政	0.0	
(10) 対象標準地の検討の年らの基準地の等か	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格 36,300円/m³	(3)価格変動状況 形成要因の	[一般的の要因]		可児市の人口は近年頭打ちの状況であり、一方で郊外の住宅団地における居住者の高齢化が問題となっている。							
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地□標準地 標準地番号 公示価格		[地域要因]	特にない。								
	-		[個別の要因]	特にない。								
	②変動率 年間 0% 半年間 %											

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児(県) -8 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	板津不動産鑑定株式会社								
可児(県) -8		岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士 吉村寿也		印						
鑑定評価額		8,700,000 円		1m ² 当たりの価格		33,600 円/m ²							
1 基本的事項													
(1)価格時点		平成26年7月1日		(4)鑑定評価日		平成26年7月14日		(6)路線価	[平成26年1月] 路線価又は倍率				
(2)実地調査日		平成26年7月1日		(5)価格の種類		正常価格			1.1倍				
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市長坂6丁目213番					②地積(m ²)	259 ()				
	③形状	④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)1低専(50,80)					
	1:1.5	住宅W2	中規模一般住宅の多い住宅団地(長坂団地)		東6m市道	水道ガス下水	西可児2.1km	(その他)					
(2)近隣地域	①範囲	東 25m、西 20m、南 65m、北 70m		②標準的使用	戸建住宅地								
	③標準的画地の形状等	間口 約 12.0m、奥行 約 20.0m、規模		240 m ² 程度、形状 長方形									
	④地域的特性	特記	可児市西部の丘陵地に造成された大規模分譲住宅団地の一角	街路	基準方位 6m市道 北	交通	西可児駅 南西 2.1km	法令	(都)1低専(50,80)				
	事項					施設		規制					
⑤地域要因の将来予測		熟成した住宅団地であり、閑静な住環境を維持する一方で、居住層の高齢化が進行する、と予測する。団地内は新規供給が殆どなく、取引の中心は新興の住宅団地に移っている。地価は下落傾向が継続する、と予測する。											
(3)最有效地の判定		戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因	方位					
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格 33,600 円/m ²						+3.0					
	収益還元法	収益価格 / 円/m ²											
	原価法	積算価格 / 円/m ²											
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²											
(6)市場の特性		同一需給圏は可児市西部に開発された住宅団地群である。需要者の中心は市内に在する一次取得者層である。圏内で最も活発に取引が行われている地区は、造成時期が新しい虹ヶ丘団地である。その他の団地は造成時期が古く、新規供給が殆どない。また、居住層の高齢化が進行しているため、特に若年層からの人気が低く、取引は減少している。中心となる価格帯は、土地は800万円程度、中古住宅は1,200万円前後、新築戸建ては2,500万円程度である。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		近隣地域は大規模住宅団地内にあり、自用の戸建住宅を目的とする取引が中心となっている。市場参加者は圏内類似物件の取引価格水準を指標として価格を決定する傾向にある。よって、取引事例を基礎とした比準価格は市場の特性に合致し、説得力が高い。一方、近隣地域内の用途は戸建住宅が大半を占め、共同住宅は殆ど見られない。よって、収益価格は試算しない。従って、指定基準地等との検討を踏まえ、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8)公示価格としめたる基準地	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 可児 -3	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路 0.0 地域要因 街路 -1.0				
	公示価格 34,400 円/m ²	[99.9] [100] [100] [103.0] [100] 33,400	[100] [100] [106.1] [100]	[100] [100] [107.6] [100] 33,500	[100] [100] [103.0] [100]	交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0		交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	+10.5 -3.0 0.0 0.0 0.0				
(9)指定からの基準地検討	①指定基準地番号 可児(県) -9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	街路 0.0 地域要因 街路 -1.0				
	前年指定基準地の価格 35,000 円/m ²	[100] [100] [100] [103.0] [100] 33,500	[100] [100] [107.6] [100]	[100] [100] [103.0] [100]	[100] [100] [103.0] [100]	交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0		交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	+6.6 0.0 +2.0 0.0 0.0				
(10)対年らの標準価格の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 33,900 円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		可児市の人口は微減、高齢化率は上昇している。特に造成時期の古い郊外住宅団地での人口減少、高齢化が加速している。								
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m ²		[地域要因]		郊外の大規模住宅団地として熟成しており、地域要因に大きな変化は見られない。								
	②変動率 年間 -0.9% 半年間 %		[個別的原因]		個別的原因に変動はない。								

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児（県）-9宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	渡邊カンティ事務所								
可児（県）-9		岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士	渡邊貴紀		印					
鑑定評価額		9,280,000円			1m³当たりの価格		35,000円/m³						
1 基本的事項													
(1)価格時点		平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月15日		(6)路線価 価	[平成26年1月]路線価又は倍率	円/m³				
(2)実地調査日		平成26年7月9日		(5)価格の種類	正常価格			1.1倍					
(3)鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市中恵土字助太郎2371番296					②地積(m³)	265()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)(60,200)						
	1:1.2	住宅LS2	中規模一般住宅が増えつつある住宅地域	西5m道路	水道下水	新可児駅北東2.2km	(その他)						
(2) 近隣地域	①範囲	東50m、西50m、南50m、北50m		②標準的使用	低層住宅地								
	③標準的画地の形状等	間口約14.0m、奥行約18.0m、規模250m³程度、形状ほぼ長方形											
	④地域的特性	特記事項	特記すべき事項はない	街路	基準方位北5m道路	交通施設	新可児駅北東2.2km	法令規制	(都)(60,200)				
	⑤地域要因の将来予測	近隣地域近くの大型商業施設「ラスパ御嵩」周辺や国道21号線沿線での新規店舗開店が目立っており、商業施設の集積度の高まりとともに背後住宅地域の需要も高まるものと予測される。											
(3)最有効使用の判定		低層住宅地				(4)対象基準地の個別的原因		方位			0.0		
(5)鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	35,000円/m³									
		収益還元法	収益価格	15,700円/m³									
		原価法	積算価格	/円/m³									
		開発法	開発法による価格	/円/m³									
(6)市場の特性		同一需給圏は、中恵土地区・下恵土地区を中心とする住宅地域である。需要者の中心は、居住目的の市内在住者や隣接する郡部在住者である。近隣地域東方の大型店舗「ラスパ御嵩」の開店以降、周辺での店舗開発や宅地分譲等が増加傾向にあり、利便性の高さから底堅い需要が存在している。中心価格帯は、土地総額1,000万円前後、土地建物総額2,500万円程度である。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		周辺には賃貸住宅も見られるが、大半は既存地主の節税対策を目的としたものであり、また近年当市の賃貸市場は供給過剰の状況であり、不動産の収益性が重視されることはあるが、居住目的の個人は他の売却物件価格や既に市場で発生した取引価格を購入に当たっての判断材料としていることから、比準価格の説得力は高いものと判断する。したがって、収益価格は参考に止め、公示価格との均衡に留意の上、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8) 公示価格とし た	①□代表標準地■標準地 標準地番号 可児-4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m³)	(7)内訳 標準化補正	街路	0.0	街路	+1.0		
	公示価格 34,800円/m³	[100] 100	[100] [101.0]	[100] [98.7]	[100] 100	34,900		交通	0.0	交通	+8.6		
(9) 指定基準地の からの基準地 検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m³)	(7)内訳 標準化補正	環境	0.0	環境	-10.0		
	前年指定基準地の価格 円/m³	[100]	[100]	[100]	[100]			画地	+1.0	行政	0.0		
(10) 対象標準地の 基準価格の等 の前	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格 35,000円/m³	(3)価格変動状況 形成要因の の	[一般的の要因]		可児市の人口は近年頭打ちの状況であり、一方で郊外の住宅団地における居住者の高齢化が問題となっている。								
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地□標準地 標準地番号 -		[地域要因]		近隣地域東方の大型店舗「ラスパ御嵩」周辺での小規模分譲が目立っている。								
	公示価格 円/m³		[個別の要因]		特にない。								
	②変動率 年間 0%		年間 半年間 %										

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児（県）-10 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	山下不動産鑑定株岐阜支店					
可児（県） -10		岐阜県	岐阜第一分科会	氏名	不動産鑑定士	田中 雅之 印				
鑑定評価額			6,600,000 円	1m ² 当たりの価格	38,800 円/m ²					
1 基本的事項										
(1)価格時点	平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月8日	(6)路線価又は倍率	31,000 円/m ²				
(2)実地調査日	平成26年7月2日		(5)価格の種類	正常価格	倍率種別	倍				
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	可児市広見字森下2315番5外				②地積(m ²) 170 () ⑨法令上の規制等				
近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)準工(60,200)			
	2:1 住宅 W2	県道背後の農地のほか作業所も見られる住宅地域	北4m市道	水道下水	新可児1.3km	(その他)				
(2)	①範囲 東40m、西40m、南20m、北30m	②標準的使用	低層住宅地							
	③標準的画地の形状等 間口 約12.0m、奥行 約17.0m、規模200m ² 程度、形状 ほぼ長方形	特記すべき事項はない。	街基準方位 北、4m市道	交通 新可児駅南東1.3km	法令	(都)準工(60,200)				
	④地域的特性 特記 事項	路	施設		規制					
	⑤地域要因の将来予測 「下恵土」などと共に住宅用地として人気のある「広見」地区に位置する地域。農地も見られるが、ミニ分譲等を介し、今後も住宅地域としての熟成が予想される。地価は「割安感」が強いが、総じてやや「下落」気味。									
(3) 最有効使用の判定	低層住宅地				(4) 対象基準地の個別的原因	方位	0.0			
(5) 鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格 38,800 円/m ²								
	収益還元法	収益価格 / 円/m ²								
	原価法	積算価格 / 円/m ²								
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²								
(6) 市場の特性	同一需給圏は主に名鉄新可児や日本ライン今渡駅沿線の住宅地全般。需要者の中心は市内在住者の他隣接の可児郡や加茂郡から市内などへの勤労者で、30代前後の一次取得者層の世帯が大半。市内住宅地は郊外の住宅団地がスラム化や供給過剰等を背景に、買い手需要も弱いのに対し、広見、下恵土や今渡地区などを中心とした旧市街地周辺の住宅地は根強い需要があるなど二極化を鮮明としつつある。市場での中心となる価格帯は土地で50坪程度700万円程度。									
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域周辺では共同住宅等も散見されるが、自用の住宅取得目的の取引が大半である。更に、標準地は地積等から賃貸建物を想定することが出来ない為、収益価格を求める事はできなかった。比準価格は近隣地域の他類似地域において多数の信頼性のある取引事例を収集、これらを基に求めたもので信頼性は高い。従って、比準価格を重視し、指定基準地や類似の地価公示地との価格検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8) 公示価格としました	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 可児 -1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 0.0	地域要因	街路 +3.0
	公示価格 43,300 円/m ²	[100] / 100	[100] / 107.0	[100] / 104.5	[100] / 100	38,700		交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号 可児 -9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 0.0	地域要因	街路 +2.0
	前年指定基準地の価格 35,000 円/m ²	[100] / 100	[100] / 100	[100] / 89.6	[100] / 100	39,100		交通 0.0	環境 0.0	行政 0.0
(10) 対象標準地の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 ■新規 前年標準価格 38,900 円/m ²	[一般的要因] ベットタウンとしての原動力となった東西の住宅団地で入居者の高齢化と団地のスラム化が進行。市街地などとの二極化が鮮明。		(3)価格形成要因の変動状況	[地域要因] 特になし。					
対象標準地の検討	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 ■標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m ²	[個別的原因] 特になし。								
	②変動率 年間 -0.3% 半年間 %									

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児（県）5-1 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	渡邊カンティ事務所											
可児（県）5-1		岐阜県	岐阜第1分科会	氏名	不動産鑑定士 渡邊貴紀											
鑑定評価額		43,700,000円			1m³当たりの価格		40,400円/m³									
1 基本的事項																
(1) 価格時点		平成26年7月1日		(4) 鑑定評価日		平成26年7月15日		(6) 路線価	[平成26年1月]路線価又は倍率							
(2) 実地調査日		平成26年7月9日		(5) 価格の種類		正常価格			倍							
(3) 鑑定評価の条件		更地としての鑑定評価														
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨																
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市今渡字大東1619番444外					②地積(m³)	1,082()							
	③形状		④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況		⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況							
	不整形 2:1	店舗 S1	沿道型店舗が集まる幹線街路沿いの商業地域		南東25m国道		水道 下水	日本ライン今渡 1.2km	(都)近商 (80,200) (その他) (90,200)							
(2) 近隣地域	①範囲	東100m、西250m、南55m、北30m			②標準的使用		低層店舗地									
	③標準的画地の形状等	間口 約40.0m、奥行 約25.0m、規模		1,000m³程度、形状 ほぼ長方形												
	④地域的特性	特記 事項	特記すべき事項はない		街 路	25m国道		交通 施設	日本ライン今渡駅 東1.2km							
	⑤地域要因の将来予測	近年、国道21号線沿線での新規店舗開店が目立っており、今後も当該路線沿いにおける商業集積は緩やかに高まるものと予測される。														
(3) 最有効使用の判定		低層店舗地				(4) 対象基準地の個別的要因	形状									
(5) 鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格		41,600円/m³				-2.0								
	収益還元法	収益価格		24,200円/m³												
	原価法	積算価格		/円/m³												
	開発法	開発法による価格		/円/m³												
(6) 市場の特性		同一需給圏は、市内及び隣接する御嵩町西部の幹線道路沿いの商業地域及びその背後地である。主たる需要者は地元法人や飲食店舗・小売店舗等を全国展開する企業のほか開業医等も考えられる。可児御嵩ICの設置や「ラスバ御嵩」の開店に伴い近年国道21号線沿線での店舗出店が目立っているが、事業用借地による出店が大部分を占めており、中心価格帯の把握が困難な状況である。														
(7) 評価額の調整 ・検証及び鑑定評価額の決定の理由		本件比準価格は、市内幹線道路沿いの更地事例及び近隣地域近くの更地事例より求められた規範性の高い価格である。一方、収益還元法の適用に当たっては、当市における事業用建物賃貸市場が未成熟であるため、適正な事例資料の収集が困難であったことから、やや説得力に欠ける。したがって、比準価格を標準とし収益価格を参考するとともに、公示価格等との均衡にも留意の上、鑑定評価額を上記のとおり決定した。														
(8) 公示標準価格としました	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 可児 5-3	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m³)	(7) 内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	-4.5 -8.7 +36.0 +7.0 -2.0 0.0							
	公示価格 51,200円/m³	[100] 100	[100] [107.0]	[100] [116.2]	[98.0] 100	40,400		街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他							
(9) 指定基準地からの基準検討	① 指定基準地番号 可児 5-2	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m³)	(7) 内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	-2.7 +5.3 +57.0 0.0 0.0 0.0							
	前年指定基準地の価格 67,300円/m³	[98.1] 100	[100] [100]	[100] [160.9]	[98.0] 100	40,200		街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他							
(10) 対象標準地の検討 の年らの基準価格の等か	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 40,500円/m³	(3) 価格変動形成要因の状況	[一般的要因] 可児市の人口は近年頭打ちの状況であり、一方で郊外の住宅団地における居住者の高齢化が問題となっている。													
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 -円/m³		[地域要因] 国道21号線及び県道84号線沿線での新規店舗が目立っている。													
	②変動率 年間 -0.2%		[個別的要因] 特になし。													
	半年間 %															

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児（県）5-2宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	山下不動産鑑定(株)岐阜支店							
可児（県）5-2	岐阜県	岐阜第一分科会	氏名	不動産鑑定士	田中 雅之	印					
鑑定評価額		69,300,000円		1m ² 当たりの価格		66,000円/m ²					
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月8日		(6)路線価	[平成26年1月]路線価又は倍率 倍率種別				
(2)実地調査日	平成26年7月2日		(5)価格の種類	正常価格							
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	可児市下恵土字広瀬5888番1				②地積(m ²)	1,050 ()				
近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)近商(80,200)				
	1:2	店舗兼工場等 S R C 2 F 1 B	県道沿いに自動車関連の店舗等が建ち並ぶ路線商業地域	南東16m県道	水道下水	新可児駅 南西 1.1km	(その他)				
(2)	①範囲	東 60m、西 20m、南 200m、北 30m	②標準的使用	低層の店舗兼事務所の敷地							
	③標準的画地の形状等	間口 約 25.0 m、奥行 約 40.0 m、規模	1,000 m ² 程度、形状 ほぼ長方形								
	④地域的特性	特記すべき事項はない。 特記	16m県道	交通	新可児駅 南西 1.1km	法令	(都)近商(80,200)				
	事項	路	施設			規制					
	⑤地域要因の将来予測	S.Cヨシヅヤを商業核に、隣接する幹線道路沿いに自動車関連の店舗が連在する市内有数の路線商業地域。郊外での店舗出店による分散や交通量の変化を背景に商況は衰退気味。地価もこれらや消費税増税に伴い、下落。									
(3)	最有効使用の判定	低層の店舗兼事務所の敷地			④対象基準地の個別的要因	ない					
(5) 鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格	67,000円/m ²								
	収益還元法	収益価格	42,400円/m ²								
	原価法	積算価格	/円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/円/m ²								
(6)	市場の特性	同一需給圏は市内の他隣接の美濃加茂市等の商業地全般。需要者の中心は自動車などを中心に市内への店舗の新規出店を意図する事業者など。近隣地域は旧来からの幹線道路の要衝の大型店S.Cヨシヅヤに隣接し、市内有数の路線商業地域の一として君臨してきたが、大型店の分散や団地住民の高齢化等を背景に求心力は低下しつつある。市場の中心となる価格帯は事業借地権の普及に伴い、不透明感が強くなりつつあるが、土地500m ² で3,300万円前後。									
(7)	試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は県道沿い店舗等が建ち並ぶ路線商業地域である。この為、消費増税に伴う影響が懸念される中、需給圏内の類似地域において近時の信頼性のある取引事例を基に比準価格を求めた。これに対し、収益価格は標準地の面地規模、形状などを念頭とした場合、現行業種以外への転換はやや非現実的である為、参考が相当と判断した。従って、比準価格を重視し、収益価格を参考とし、類似の地盤公示価格との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8) 公示価格としました	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 可児 5-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7)内訳	街路 交通 環境 面地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +2.6 0.0 0.0	街路 交通 環境 面地 行政 	-2.0 +3.4 -3.0 +5.0 0.0
	公示価格 70,400円/m ²	[99.5] 100	[100] [102.6] [103.2]	[100] 100	[100] 100	66,200		街路 交通 環境 面地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 面地 行政 その他	-2.0 +3.4 -3.0 +5.0 0.0 0.0
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	(7)内訳	街路 交通 環境 面地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 面地 行政 その他	-2.0 +3.4 -3.0 +5.0 0.0 0.0
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[] 100			街路 交通 環境 面地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	街路 交通 環境 面地 行政 その他	-2.0 +3.4 -3.0 +5.0 0.0 0.0
(10) 対象基準地の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 67,300円/m ²	③価格形成要因の変動状況	[一般的要因] [地域要因]	団地居住者の高齢化が鮮明で、市内全般に店舗進出による消費の細分化が進む。消費増税による自動車需要の本格的回復も低迷。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 ■標準地 標準地番号 -	[個別的要因]	「ヨシヅヤ」を中心に市内屈指の商業中心として君臨してきたが、東海環状などの開通を背景に、交通量も変化。商業地盤も弱体化。								
	公示価格 円/m ²			特になし。							
	②変動率 年間 -1.9% 半年間 %										

鑑定評価書（平成26年地価調査）

平成26年7月18日提出
可児(県)9-1宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	山下不動産鑑定㈱岐阜支店						
可児(県)9-1		岐阜県	岐阜第一分科会	氏名	不動産鑑定士 田中 雅之 印						
鑑定評価額			87,900,000円		1m ² 当たりの価格			30,100円/m ²			
1 基本的事項											
(1)価格時点		平成26年7月1日		(4)鑑定評価日	平成26年7月8日		(6)路線価	[平成26年1月]路線価又は倍率	円/m ²		
(2)実地調査日		平成26年7月2日		(5)価格の種類	正常価格			1.1倍			
(3)鑑定評価の条件 更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
基準地	(1)①所在及び地番並びに「住居表示」等		可児市姫ヶ丘1丁目14番外					②地積(m ²)	2,920	⑨法令上の規制等	
	③形状	④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(都)工専(60,200)			
	1:1	工場		中小工場が建ち並ぶ工業団地	西12m市道、南側道	水道	新可児2.2km	(その他)			
近隣地域	(2)①範囲	東150m、西150m、南500m、北500m		②標準的使用	工場地						
	③標準的画地の形状等	間口約50.0m、奥行約60.0m		規模	3,000m ² 程度、形狀		ほぼ長方形				
	④地域的特性	特記すべき事項はない。		街路	12m市道	交通	新可児駅南西2.2km	法令	(都)工専(60,200)		
⑤地域要因の将来予測	中小工場が建ち並ぶ市内屈指の工業団地。自動車や震災に伴う内陸型用地へのシフトを背景に市内でもI.C前の中野地区で企業が進出。地価も地区全般の坪10万円前後にあり、下げ止まり感が出てきた。										
(3)最有效使用の判定	工場地					(4)対象基準地の個別的要因		ない			
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格		30,100円/m ²							
	収益還元法	収益価格		/円/m ²							
	原価法	積算価格		/円/m ²							
	開発法	開発法による価格		/円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は県内の東海環状自動車道及び中央高速自動車道沿線の工業地全般など。需要者の中心は内陸への物流基地や自動車部品の生産拠点の新規移転を計画する中小工場の事業者など。生産拠点の海外への移転が鮮明となっているが、東北大震災や円安などを背景に県内でも工場用地への需要に回復感が出始めている。市場の中心となる価格帯は平場面積でm ² 当たり8,9万円前後。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は工場団地に中小工場が建ち並ぶ工業地域で、賃貸事例はほとんどなく、収益価格は求めることができなかつた。これに対し、比準価格は市内の他需給圏内の類似地域での近時の信頼性の高い取引事例を収集、補修正を加え求めたもので、実証性も高い。従って、比準価格を重視し、前年価格からの推移や類似の標準地価格との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記の通り決定した。										
(8)公示価格としめたる基準地番号	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 多治見9-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +3.0 0.0 0.0	地域要因 街路 交通 環境 画地 	-4.0 -5.5 +2.0 -1.0 0.0
公示価格	[99.8] 28,600円/m ²	[100] [103.0]	[100] [91.6]	[100] [100]		30,300					
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +3.0 0.0 0.0	地域要因 街路 交通 環境 画地 行政 その他	-4.0 -5.5 +2.0 -1.0 0.0
前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[] 100							
(10)対象標準地の検討の前から	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 30,300円/m ²	③価格変動形成要因の状況	[一般的要因] 昨年の太陽光発電を除く県内での工業立地(面積)は全国有数。市内も「二野」やI.C前などで建築着手や分譲が始まっている。 [地域要因] 特になし。								
①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 ■標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²			[個別の要因] 特になし。								
②変動率 年間 -0.7% 半年間 %											